

## 留意すべき特例措置一覧

	<b>新規</b> (※1)		<b>一部全国展開</b> された特例措置(※2)		<b>認定対象外</b> とする特例措置(※3)		<b>認定の対象とするが、今後全国展開するとの注意喚起を行う特例措置</b> (※4)	
	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称
01警察庁								
02人事院								
03金融庁								
04総務省								
05法務省								
06外務省								
07財務省								
08文部科学省								
09厚生労働省								
10農林水産省								
11経済産業省								
12国土交通省					1226	地域限定旅行業における旅行業取扱管理者の要件緩和事業		
13環境省								
20内閣府								

※1 この特例措置については、「構造改革特別区域基本方針」の改正により、別表1に当該特例措置が新たに追加され、今後活用することができるようになるものです。

※2 この特例措置については、規制の特例措置の内容の一部が全国展開され、「構造改革特別区域基本方針」の改正により、別表1の内容が修正されます。

※3 この特例措置については、現時点では「構造改革特別区域基本方針」の別表1に記載されているが、既に特例措置が終了した又は全国展開され、基本方針から削除される予定のため認定対象外とするものです。

※4 この特例措置については、今後全国展開される予定です。ただし、全国展開されるまではこの特例措置を活用した計画の申請・実施をすることが可能です。